

道路照明灯の電力契約における不適切な事務 に関する調査結果について

道路照明灯の電力契約における不適切な事務に関して、最終調査結果を報告いたします。

1. 経 過
2. 廃止申請手続が必要な契約について
3. 新規契約が必要な道路照明灯について
4. 事務処理のヒアリング調査について
5. 主な発生要因について
6. 再発防止について
7. 今後の対応について

(添付資料)

- 資料1 事務処理のヒアリング調査の結果
- 資料2 道路照明灯台帳の例
- 資料3 灯具交換や道路照明灯新設の例
- 資料4 道路照明灯の数量と契約の主な例
- 資料5 廃止手続き漏れの状態が発生する恐れのあるケース
- 資料6 契約が確認できない状態が発生する恐れのあるケース
- 資料7 電力契約の手続きフロー

1. 経 過

本市では、平成28年9月から、道路照明灯を全市的にLED化する事業を実施しており、この事業の中で本市が管理する約86,000基の道路照明灯の位置や電力契約情報などを確認し、新たな台帳の整備を行っている。

この業務を進める中で、昨年7月、道路照明灯は既に撤去され現地に存在しないにもかかわらず、電力契約が継続しているものがあつたことから、関係書類や現地の調査を行い、昨年11月に概ねの数を把握した。

その後も書類や現地の調査を進め、電力契約が確認できない道路照明灯も含め、調査の状況等について本年3月5日に中間報告を行った。

中間報告以降も、継続して本市での調査を実施してきたほか、東北電力における調査、確認を経て、結果の取りまとめを行った。

電力契約に係る手続きや支出に関する事務などの実態は、道路照明灯の管理部署などの職員を対象としたヒアリングを行うとともに、高橋副市長、建設局長および各区建設部長等からなる「道路照明灯調査チーム」において、検証を行い、再発防止に向けた取組を検討し再発防止策を取りまとめた。

2. 廃止申請手続が必要な契約について

(1) 廃止契約数の調査結果

平成31年3月5日の中間報告時点では、1,800契約を廃止すべき契約として、これまで東北電力での確認等を行いながら調査を進めてきた。その結果、71契約については契約を継続すべきと確認されたため、廃止すべき契約数は1,729契約となった。

なお、本市が管理する道路照明灯の契約数は、平成30年3月時点で72,394契約である。

(2) 過払い額の推定

① 廃止が必要となった時期を推定できた契約

廃止が必要となった時期は、道路照明灯台帳に記載の工事年度などから推定した。過払い額は、推定した時期から廃止申請を行った平成30年11月までの期間において、年度ごとに電気容量に応じた当該年度の10月の料金単価を使用して算出した。

1,100契約 推定額 約7千3百万円

② 上記以外の契約

道路照明灯台帳に工事年度の記載がないことなどから、廃止が必要となった時期を推定できない契約についての過払い額は、本市が電力契約情報を認知した平成28年7月から廃止申請を行った平成30年11月までの期間において、年度ごとに電気容量に応じた当該年度の10月の料金単価を使用して算出した。

629契約 推定額 約1千9百万円

①と②の合計

1,729契約 推定額 約9千2百万円

【参考】

(廃止が必要となった年度別の契約数)

年度	H5	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	
契約数	1	1	3	7	8	7	9	7	9	3	125	
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
	127	153	129	206	65	61	63	48	34	28	6	1,100

3. 新規契約が必要な道路照明灯について

(1) 新規契約基数の調査結果

平成31年3月5日の中間報告時点では、1,349基の契約が確認できなかったため現地調査と電力契約情報との照合を進めてきた。その結果、1,088基については契約が確認できたため、新規契約が必要な道路照明灯は261基となった。

(2) 未払い額の推定

① 契約が必要となった設置時期を推定できた道路照明灯

契約が必要となった設置時期は、道路照明灯台帳に記載の設置年度や台帳登録年度などから推定した。未払い額は、推定した時期から平成31年3月までの期間において、年度ごとに電気容量に応じた当該年度の10月の料金単価を使用して算出した。

225基 推定額 約2千2百万円

② 上記以外の道路照明灯

道路照明灯台帳に設置年度の記載がないことなどから、契約が必要となった設置時期を推定できない道路照明灯の未払い額は、本市が電力契約情報を認知した平成28年7月から平成31年3月までの期間において、年度ごとに電気容量に応じた当該年度の10月の料金単価を使用して算出した。

36基 推定額 約50万円

①と②の合計

261基 推定額 約2千3百万円

【参考】

(契約が必要となった設置年度別の基数)

年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H13	H14	H15	H16	
基数	113	5	8	5	6	5	3	1	3	9	5	
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
	10	4	3	2	17	2	1	2	2	1	18	225

4. 事務処理のヒアリング調査について 【資料1参照】

平成17年度から平成30年度までの関係職員を対象に、電力契約に関する事務手続きや支出事務の実態を把握するため、以下のとおりヒアリングを実施した。

(1) 実施方法

- ① 期 間：平成31年2月21日（木）～3月11日（月）
- ② 対応者：建設局課長職職員、総務局職員 他
- ③ 対象者：道路照明灯の維持管理業務、新設整備業務又は電気料金支出業務の担当者 122名

(2) 調査項目

- ① 電力契約（新規・変更・廃止）に関する手続きについて
- ② 事務処理手順やマニュアルの有無について
- ③ 道路照明灯台帳の作成・管理方法について
- ④ 電気料金の確認に関する手続きについて
- ⑤ 再発防止に係る提案等について

(3) 調査結果の概要

- ① 電力契約（新規・変更・廃止）に関する手続きについて
 - ・電力契約の手続きについては、電気工事業者を通じて手続きを行うことが多く、業者への指示の手段は、文書又は口頭で行われていた。
 - ・電力契約の廃止手続きの履行を電気工事業者等から確認する仕組みは統一しておらず、文書又は口頭で行われていた。
 - ・道路の改良工事に伴って道路照明灯を整備する場合、電力契約手続きを工事担当部署で行うことが多く、管理部署への引継ぎにおいて、電力契約の内容を正確に伝達し個別に確認する統一的な仕組みはなかった。
- ② 事務処理手順やマニュアルの有無について
 - ・電力契約に係る事務手続きについて、複雑なケースにも対応する統一的なマニュアルはなかった。
- ③ 道路照明灯台帳の作成・管理方法について
 - ・本市が管理する既存の台帳は、道路照明灯の維持修繕を目的に作成されており、電力契約手続に必要な東北電力のお客様番号の入力が必須とはされていなかった。 【資料2参照】
 - ・本市が管理する台帳、現場及び電力契約内容が整合していないものが一部にあり、その部分については修正を行っていた。

- ④ 電気料金の確認に関する手続きについて
 - ・ 廃止等の申請後、電気料金請求内訳書において変更が反映されたかの確認については、契約数が膨大であることなどから、実務上、難しい状況であった。
 - ・ 予算管理のために電気料金総額の確認を行っているが、道路照明灯の増減に関連付けて毎月の電気料金を確認する仕組みはなかった。
- ⑤ 再発防止に係る提案等について
 - ・ 道路照明灯台帳の整備と電力契約情報の関連付けによる電気料金支払い時のチェックや台帳の適切な更新が必要である。
 - ・ マニュアルの整備による統一的な事務手続きの仕組みづくりが必要である。

5. 主な発生要因について

道路照明灯の工事や契約については、灯具の交換だけを行うものや、既存の引込柱から架空線や地下配線で連絡する単独柱に灯具を設置するものなど、様々な工事や契約のパターンがある。 **【資料3及び資料4参照】**

廃止が必要な契約が生じた要因や、契約が確認できない道路照明灯が生じた要因については、工事の情報や当時の契約情報が残っていない状況であるが、これまでの調査において分かった主な要因は以下のとおりである。

(1) 事務処理のヒアリングを通して分かった要因

ヒアリングを実施した結果、道路照明灯の新設や廃止における電力契約の事務手続きに関する以下の課題が、廃止手続き漏れ等の要因の一つと考えられる。

- ① 道路照明灯の様々な工事形態や契約形態に対応した契約手続きに関するマニュアルがなかったこと。
- ② 電力契約手続きが完了した際の履行確認の方法が定まっておらず、本市としての確認機能の仕組みが十分ではなかったこと。
- ③ 電力契約情報であるお客様番号などを本市の道路照明灯台帳に記載することが必須とはされていなかったため、台帳から電力契約を特定することができない場合があったこと。
- ④ 台帳と電力契約情報が整合していないことが工事等で分かった場合、その部分の修正は行っていたが、道路照明灯と電力契約情報全体の関係の確認は行ってこなかったこと。
- ⑤ 道路の改良工事における電力契約手続きに関して、工事担当部署と道路照明灯の管理部署との協議や引継ぎについての連携が十分ではなかったこと。

(2) 現地調査及び事務処理のヒアリングにより分かった要因

道路照明灯が設置されている現地の引込柱（灯具への電気供給元となる電柱）の番号と電力契約上の引込柱の番号が一致していない事例が一部において確認された。

引込柱番号が不一致の状況下で、正しい契約を特定しないまま灯具交換等を行い電力契約を変更した場合、以下のような廃止手続き漏れ等の状態が発生することが要因の一つと考えられる。

① 廃止手続き漏れの状態が発生する恐れのあるケース 【資料5参照】

既存の灯具（街灯2）について、対象となる契約が確認できないまま手続きを進める場合、未契約と誤解して新たに契約を申請するケースも発生し得る。その結果、既存の契約がそのまま残ることとなり廃止手続き漏れ（過払い）の状態となる。

② 契約が確認できない状態が発生する恐れのあるケース 【資料6参照】

灯具（街灯1）を新設する引込柱（引込柱1）に、対象以外の実体のない契約が存在していると認識して手続きを進める場合、二重契約になると誤解して、既存の契約を廃止するケースも発生し得る。その結果、既存の灯具（街灯2）の契約がない（未払い）状態となる。

上記の2つのケースにおいて、過払いや未払いの状態は、引込柱番号の不一致が生じた時点で発生するものではなく、その後の灯具交換等において電力契約を変更した時点で発生する。なお、本ケースにより生じた廃止手続き漏れ等の具体的な箇所や件数は、契約情報が更新されるため把握できない。

(3) 発生場所の特徴などから分かった要因

廃止や新規契約が必要な道路照明灯は、過去に大規模な宅地開発を行った地域や幹線道路を整備した区間にまとまって存在するケースがあった。

これについて、現存する資料から要因を特定することはできないが、開発や工事の引継ぎの際に、一部の電力契約に漏れが生じたまま本市に引き継がれたものと考えられる。

6. 再発防止について

事務処理の調査や発生要因の分析において確認できた課題への対応として、実施可能なものについては、既に庁内関係部署への周知を図った。また、東北電力の協力が必要となる取組についても、今後協議しながら実施することとしている。

(1) 電力契約事務等に関する手順書の作成

〔再発防止の実施項目〕 【資料7参照】

① 電力契約に関する事務手続きについて

本市が行う事務手続きに関して、以下の内容を盛り込んだ手順書を作成し、庁内関係部署へ周知を図った。

- ・道路照明灯の工事に伴う電力契約の申請手続きに関する本市から受注者への指示や、電力契約手続きの履行などに関する受注者から本市への報告については、文書により行うこと。
- ・受注者に東北電力への廃止申請を行わせる場合は、文書（異動連絡票）により申請する旨を指示すること。

② 電力料金の確認事務について

道路照明灯管理部署は、電気料金請求内訳書を毎月確認すること及びその確認方法について、手順書に盛り込んだ。

③ 庁内担当部署の役割分担について

道路の改築に伴い道路照明灯管理部署以外の工事担当部署が道路照明灯の工事を行う場合、電力契約手続きは手順書に基づき進めることとした。

(2) 電力契約情報を網羅した道路照明灯台帳の整備

〔再発防止の実施項目〕

① 道路照明灯台帳の整備について

現地と電力契約情報の整合を図るため、東北電力のお客様番号などの電力契約情報を網羅した道路照明灯台帳を整備する。また、灯具交換などがあつた場合でも、当該台帳のデータが確実に更新される仕組みを構築する。

② 電力契約名義のルール化について

電力契約の名義については、「青葉街灯」など、同一の名義として契約している事例も多い。このため、道路照明灯とその電力契約の対応関係を明確にするため、名義は一契約ごとの固有名称とすることをルール化した。

③ 道路照明灯台帳と電力契約情報の整合について

以下について、東北電力の協力を得ながら仕組みの構築を図る。

- ・本市が管理する台帳の情報を適正に保持するため、東北電力が所有する電力契約情報と本市の台帳のデータを定期的に照合すること。

- ・道路工事や民間開発などによる引込柱番号の変更やお客様番号の変更があった場合に、東北電力から情報の提供を受け照合すること。
- ・電力契約の申し込み手続きに関して、正しい契約に基づいて申し込み手続きが行われるよう、不明な点や不整合が生じた場合、それを相互に十分確認するとともに、必要に応じて本市組織間での情報共有を行うこと。

(3) 開発行為等に伴い移管を受ける場合の電力契約の確認

〔再発防止の実施項目〕

○ 移管を受ける道路照明灯と電力契約情報の整合確認について

開発行為等において整備した道路照明灯を本市が移管を受ける場合、道路照明灯と電力契約の整合が図られていることについて、確実に確認を行う仕組みを構築する。

7. 今後の対応について

再発防止のために作成した手順書については、庁内関係部署に周知したところであり、手順書に基づいた事務手続きを確実に実施するとともに、必要な見直しを随時行っていくことで再発防止を図る。

また、東北電力の協力を得ながら再発防止に向けた仕組みの充実を図るとともに、定期的な情報共有の場の設定などについても協議を進める。

さらに、今年度予算への影響として、契約廃止に伴う電気料金約1千8百万円の減額及び新規契約に伴う電気料金約2百万円の増額がそれぞれ考えられることから、その取扱いについて、今後適切に対応していく。

事務処理のヒアリング調査の結果

道路照明灯の電力契約手続きに関して、平成17年度から平成30年度までの関係職員を対象に、契約に関する事務手続きや支出事務の実態を把握するため、以下のとおりヒアリングを実施した。

1. 実施方法

- (1) 期 間 平成31年2月21日(木)～3月11日(月)
- (2) 対応者 建設局課長職職員、総務局職員 他

2. 対象者(122名※)

- (1) 各区・総合支所 道路照明灯の維持管理業務担当者
＜平成17～30年度の部長・課長・係長・担当者＞
- (2) 新設整備業務担当者(北道路建設課、南道路建設課)
＜平成28～30年度の係長＞
- (3) 各区・総合支所 道路照明灯の電気料金支出命令業務担当者
＜平成17～30年度の部長・課長・係長・担当者＞

※所属の異動等により、同一人物が再び上記のいずれかの業務に従事した場合は、人数として追加計上しない。

3. 調査結果

1) 電力契約の手続きについて

①廃止手続き

- 電力契約の廃止手続きについては、電気工事業者を通じて手続きを行っていることが多く、業者への指示の手段は、文書又は口頭で行われていた。一方、業者を通さず、直接、職員が文書により電力契約の手続きをしている区もあった。
- 電力契約の廃止手続きの履行を電気工事業者等から確認する仕組みは統一しておらず、その確認手段は文書又は口頭で行われていた。また、

廃止手続き後に電力契約の廃止が完了していることを確認することは、いずれの区においても行う仕組みはなかった。

- 電気工事業者を通じて電力契約手続きを行う場合、所定の修繕仕様書には、容量変更及び廃灯の手続きについて、仙台市の指示により行うことが明記されている。金額や契約の種類によっては当該仕様書の添付を要しないものがあった。

②新規・変更申込

- 電力契約の新規・変更申込手続きについては、電気工事業者を通じて手続きを行っていることが多く、業者への指示の手段は、口頭よりも文書で行われている割合が多かった。
- 新規・変更手続きは、東北電力から文書による通知があることから、電気工事業者から文書にて新規・変更手続きの履行を確認していたケースが多かったが、その後、契約に反映されているか確認しているケースは少なかった。
- 事務手続きに係るチェック体制は、工事自体の決裁はあったが、電力契約に係る組織的なチェック体制はなかった。

2) マニュアル等について

- 電力契約に係る事務手続きについて、複雑なケースにも対応する統一的なマニュアルはなかった。
- 電力契約手続は、道路照明灯の工事に伴って、付随的に発生する事務であり、東北電力の公認業者を通じて手続きを行う場合が多いことから、本市の事務手続きを整理する意識は少なかった。

3) 台帳整備について

- 既存の街灯台帳は、道路照明灯の維持修繕を目的に作成されており、台帳の整備は、軽微な修正や入力職員が行っているが、基本的には各区が業者に委託してデータの整備を行っていた。
- データの整備にあたっては、電力契約手続に必要な東北電力のお客様番号の入力が必須とはされていなかったため、既存の道路照明灯と電力契約の突合が困難な状況であった。
- 本市が管理する台帳、現場及び電力契約内容が整合していないものが一部にあり、その部分については修正を行っていた。

4) 職員の意識について

- 電気料金の請求額については、予算管理の観点から毎月の電気料金の総額は意識していたことが多かったが、通常電気料金が毎月変動することから、その妥当性に疑問を持つ職員は少なかった。

5) 移管等の手続きについて

- 町内会等から移管を受ける道路照明灯の事務手続きについては、事務取扱要領が定められ、各区が必要な手続きを行うこととしている。
- 道路の改良工事に伴って道路照明灯を整備する場合、電力契約手続きを工事担当部署で行うことが多く、管理部署への引継ぎにおいて、電力契約の内容を正確に伝達し個別に確認する統一的な仕組みはなかった。

6) 支出事務について

- 道路照明灯を管理する部署と電気料金の支出部署が異なっており、組織間の情報共有の手法も統一されたものはなかった。
- 廃止等の申請後、電気料金請求内訳書において変更が反映されたかの確認については、契約数が膨大であることなどから、実務上、難しい状況であった。
- 予算管理のために電気料金総額の確認を行っているが、道路照明灯の増減に関連付けて毎月の電気料金を確認する仕組みはなかった。

7) 再発防止に関しての意見

- 台帳の整備と電力契約情報との関連付けによる電気料金支払い時のチェックや台帳の適切な更新が必要である。
- マニュアルの整備による統一的な事務手続きの仕組みづくりが必要である。
- 電力契約手続きの指示、申込、報告の書面化や決裁による契約手続きのチェック体制の構築が必要である。
- 各区担当者間や本庁担当部署との情報共有や職員研修の実施による公金取り扱い事務としての意識向上などが必要である。

道路照明灯台帳の例

○電気料金請求内訳書

調定回数	お客さま番号							契約種別	契約容量	口数	基本料金				電力量料金			金額	
	営業所	市町村	町字	街区	住居	枝番	副				電灯(W別)	小型機器(VA別)			金 額				
1	411	54	20	35	00	49	00	7	1	1	10	20	40	60	100	50	100	1k	175
青葉街灯									様				旭ヶ丘1丁目35-4						

○道路照明灯台帳

※道路照明灯台帳には、需要家番号を記載する欄があったが、運用上記載するルールとなっていなかった。

街 灯 台 帳

需要家番号＝お客さま番号

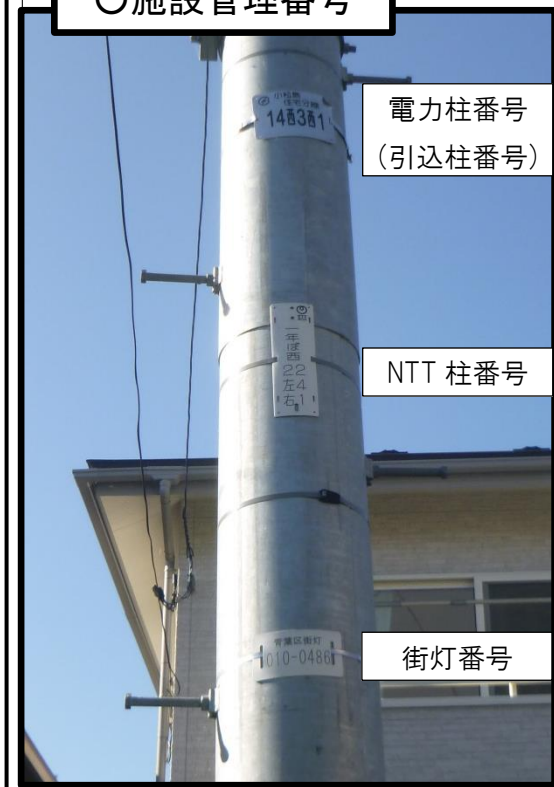
作業区分	データ更新	電力名義	地区名	010 旭ヶ丘
街灯番号	010-0486	需要家番号	対 函 番号	050-00-L
路線番号	市道 0953	路線名	旭ヶ丘一丁目5号	
設置方式	添架式	調査年月日	09/02/17	設置年月日 09/02/17
所在地	旭ヶ丘一丁目35-4		官 民 地 別	官地
灯種及び型式	コハ外蛍光灯 一般型	消費電力量	32W×1	
製造メーカー	岩崎電気			
製造年		製造型式		
灯柱種類	コンクリート			
配線経路	配線方式	地上式	分電盤番号	
	引込柱号	小松島住宅分線14-西3-西1		
添架	添架物	電話柱		
	添架柱号	一年甫西線1\4/22		



位置 図



○施設管理番号



通学路 バス路線

度 平成20年度

昼夜点灯

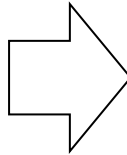
修繕内容
灯コハ

○灯具交換の例

水銀灯40w(60w契約)



コンパクト蛍光灯32w(40w契約)



既存の水銀灯を撤去し、
コンパクト蛍光灯に交換(照度アップ)

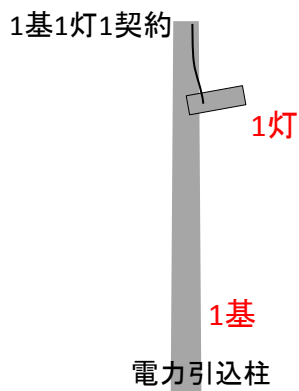
○道路改良事業により新設された道路照明灯の例

道路改良時に新設された道路照明灯

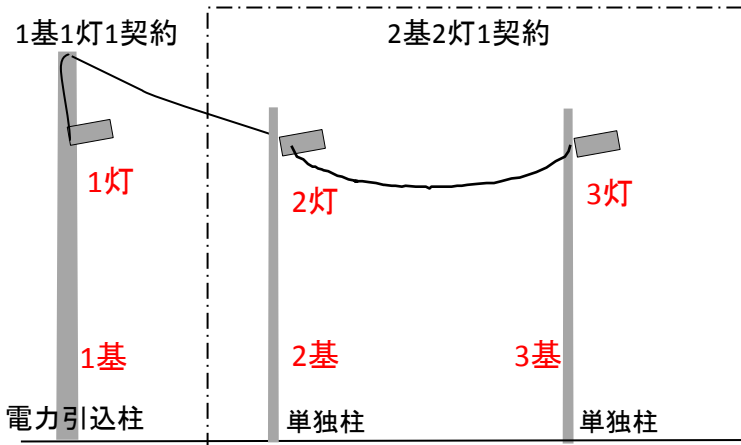
既存の照明灯が撤去され、
電力契約のみが存在している電柱



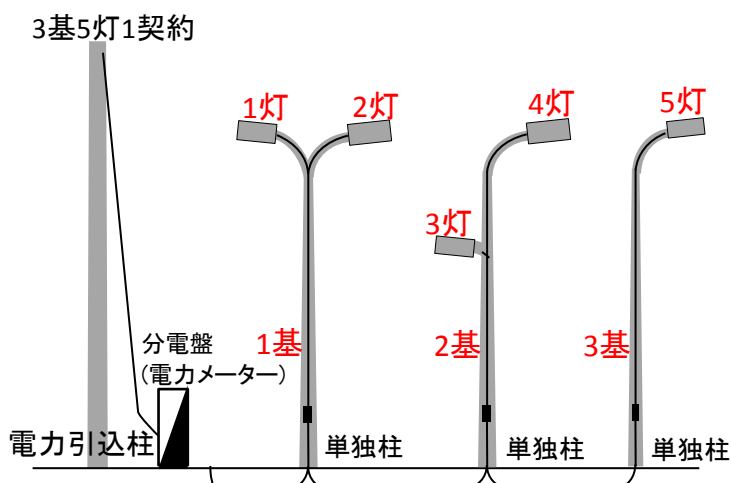
道路照明灯の数量と契約の主な例



	ケース1 (電力柱添架)	契約の種類
基数	1	公衆街路灯A契約 【一定の月額料金】
灯数	1	
契約数	1	

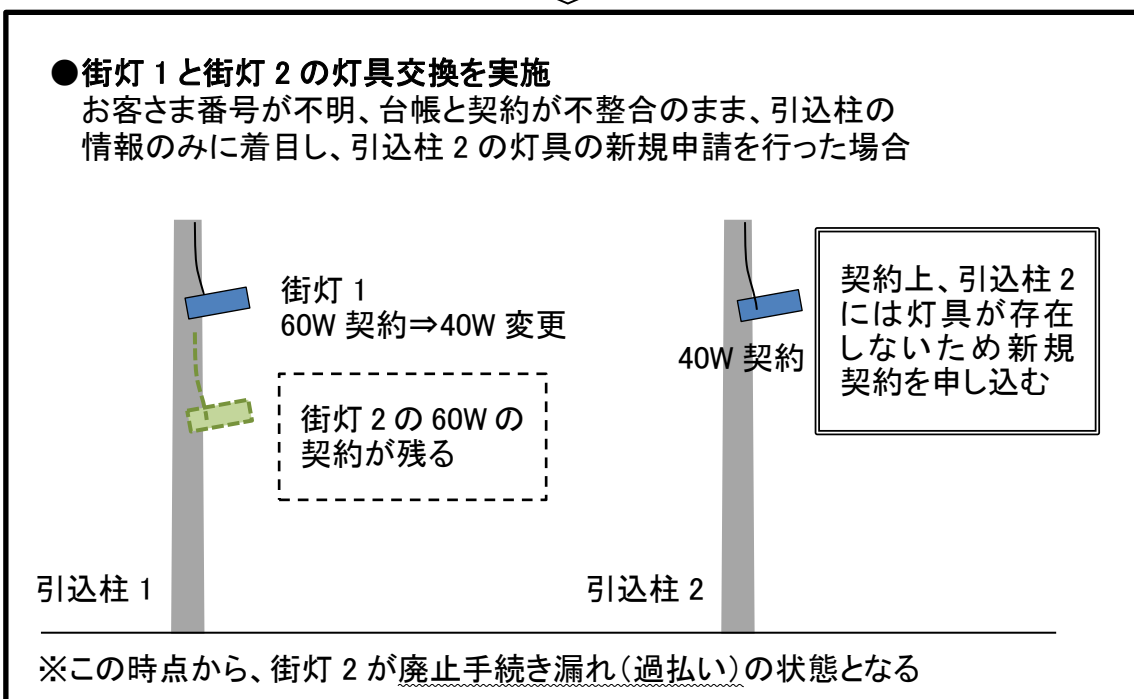
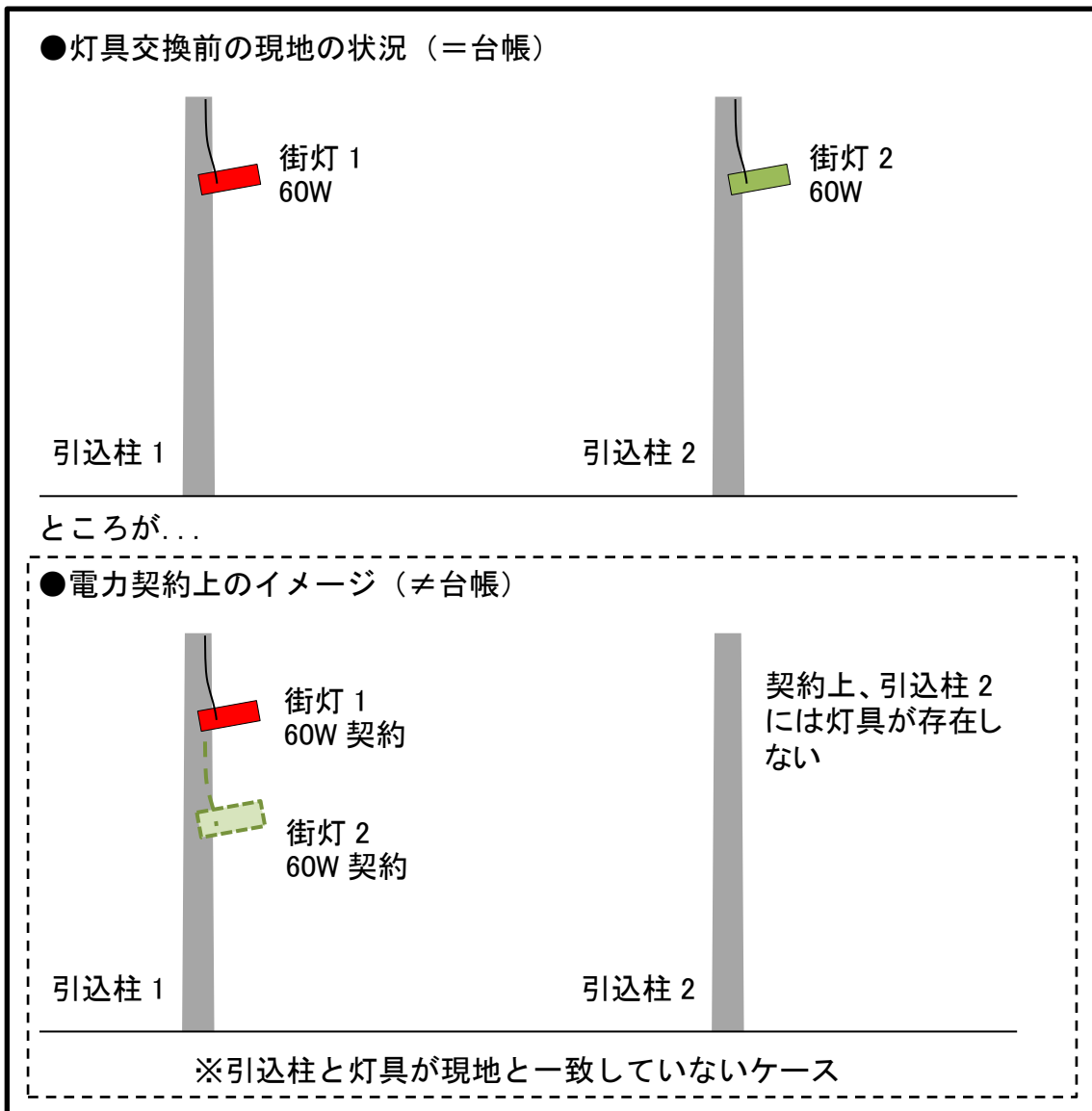


	ケース2 (電力柱添架・架空連結)	契約の種類
基数	3	公衆街路灯A契約 【一定の月額料金】
灯数	3	
契約数	2	

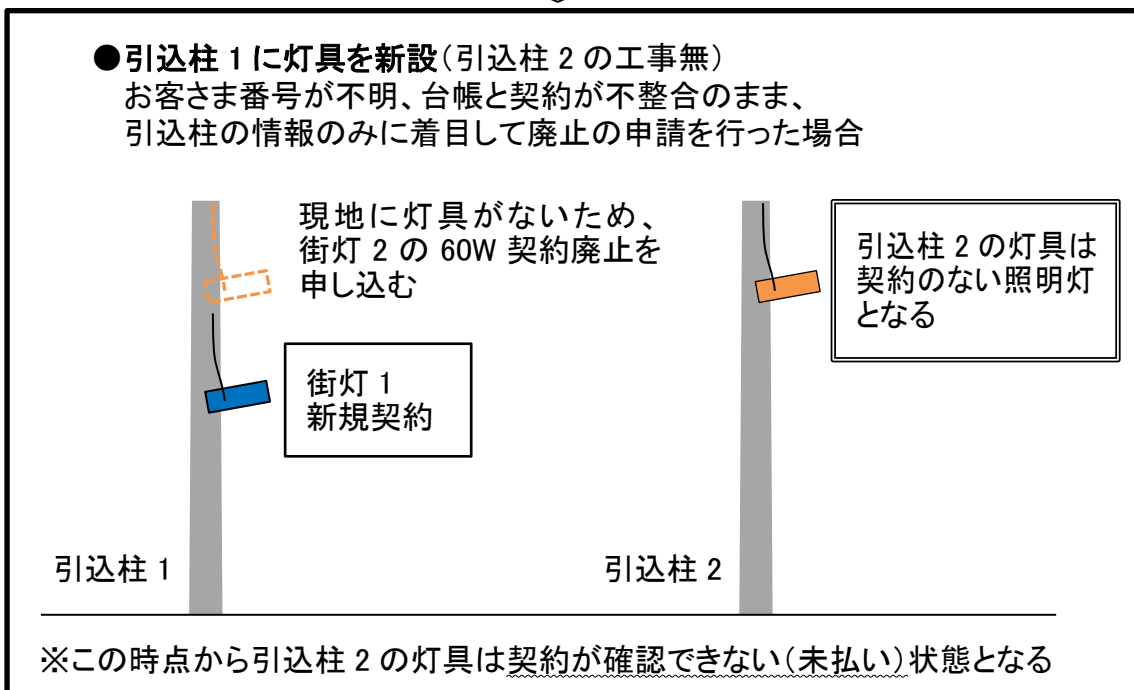
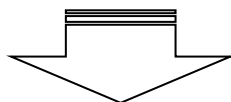
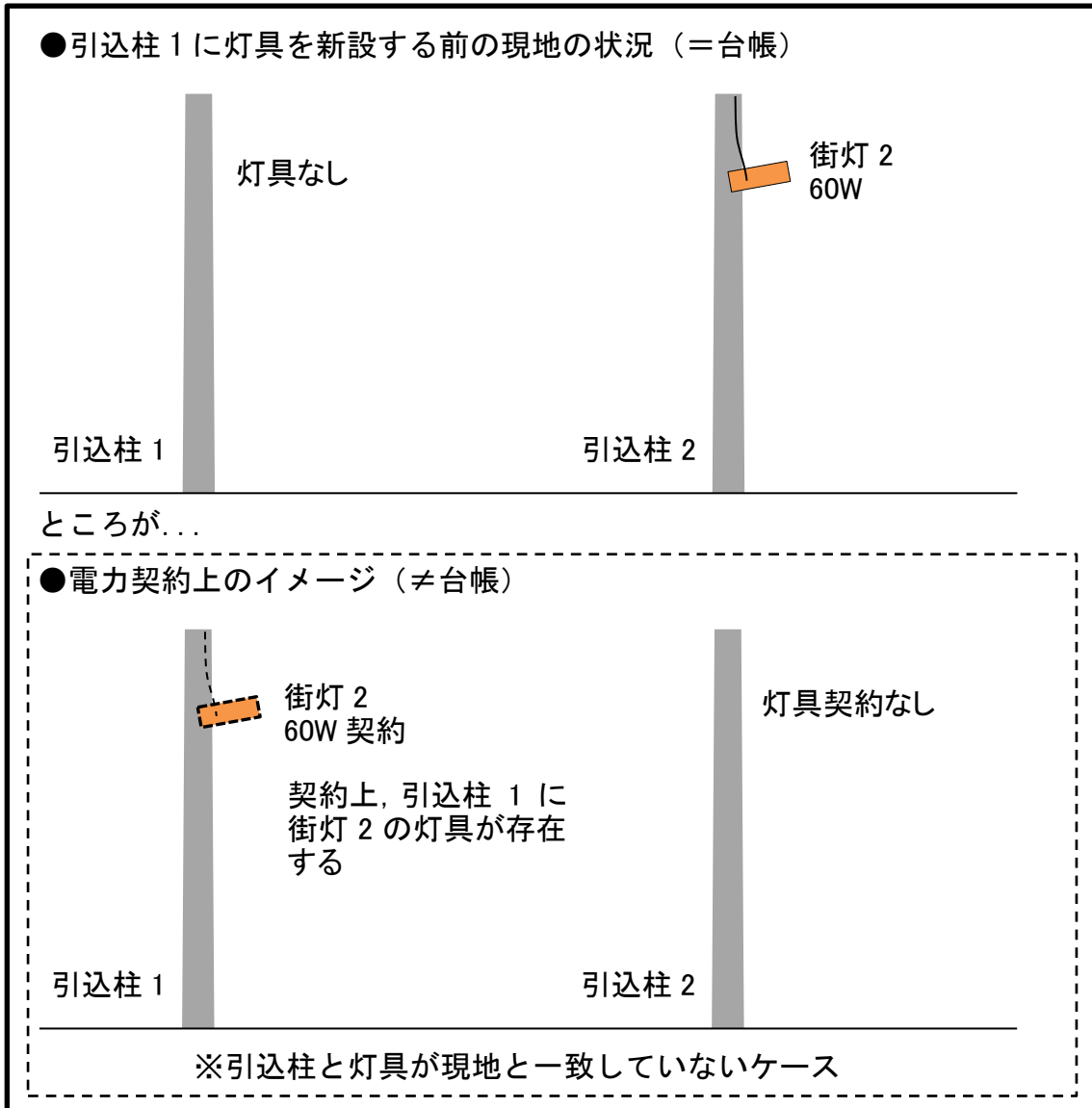


	ケース3 (単独柱・地下連結)	契約の種類
基数	3	公衆街路灯B契約 【使用電力分の料金】
灯数	5	
契約数	1	

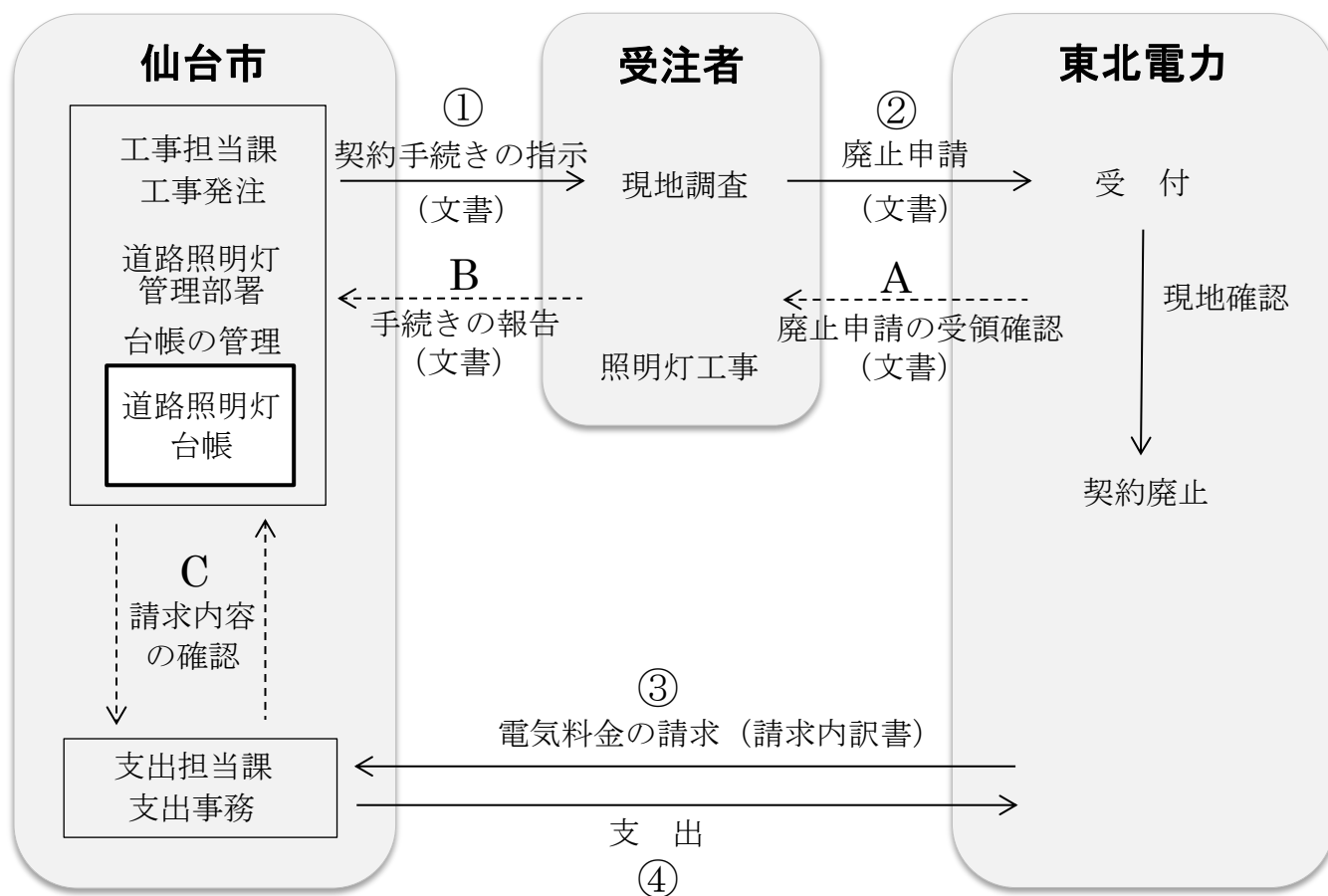
廃止手続き漏れの状態が発生する恐れのあるケース



契約が確認できない状態が発生する恐れのあるケース



電力契約の手続きフロー（廃止手続きの場合）



【主な改善点】

- ①：電力契約手続に関する本市から受注者への指示は、文書にて行う。
- ②：受注者が行う電力契約の廃止申請は、文書でも口頭でも可能であるが、文書により申請することで統一化を図る。
- A：電力契約の廃止申請の受領確認を文書により行うことについて、東北電力と協議する。
- B：受注者は、電力契約の廃止手続きが完了したことについて、本市へ文書により報告する。
- C：道路照明灯管理部署において、請求書に廃止契約が反映されているか、請求内訳書及び本市からの要請に応じ、東北電力から発行される廃止年月日等が記載された公衆街路灯管理一覧表により内容を確認する。